

節税レポート



平成 19年 1月号

発行日 2007.1.10

今月のテーマ 法人成のメリット

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり、税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

1 法人成のメリット

お父さん、お母さん 二人で運営している小売店等個人事業者と変わらない規模の店でも、法人にしています。法人化するのは掛けた経費と時間以上のメリットがあるからです。

法人化することにより、対外的な信用でき、金融機関からの借入がスムーズにできます。また従業員の採用もしやすくなります。このような無形のメリットのほかに、金額的にはかることのできる具体的なメリットもあります。

例えば経営者の給与所得控除と欠損金の繰越控除(7年間)を組み合わせ活用することにより、大きく節税が可能です。

法人と個人事業主との違いをまとめ、対比表にしましたので、法人化のメリットを活用して、節税に生かしてください。

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

項 目	法 人	個人事業者
1 税率	比例税率 法人税 資本金1億円以下 所得800万以下 22% 所得800万超 30% 住民税 法人税×17.3% +均等割り (簡略化のため事業税を除く)	超過累進税率 所得税 + 住民税 15%~50%
2 給与所得控除 例 法人で役員 報酬 1,000万 と 個人事業所得 1,000万 の場合の所得税	役員に対する給与は 会社の経費(損金)と なる 給与所得控除を活用 できる ↓ $(1,000-220) \times 33\% - 64$ $\underline{\hspace{1cm}} = 193\text{万}$ A	$1,000 \times 43\% - 154$ $\underline{\hspace{1cm}} = 276\text{万}$ B
	差額 B-A=83万円 平成18年の税制改正で特殊支配同族会社の役員給与 については、このメリットが制限されるようになりました。	
3 退職金	損金となる 又退職所得控除を活用 できる	必要経費とならぬ
4 欠損金の繰越 期間	7年	3年

項 目	法 人	個人事業者
5 経営者の家族の給与	103万円以下なら配偶者控除、扶養控除を受けられる	103万円以下でも配偶者控除、扶養控除を受けられない
6 決算日	都合の良い日を決算日とすることができる	12月31日
7 生命保険	一定の掛金は損金算入になる 万一の場合、会社に保険金が入り、死亡退職金の原資となります	必要経費となりません
8 対外的信用の増大	社会的信用は高くなります 融資も比較的容易になります	
9 助成金の活用	創業支援制度に係る助成金を活用できます	
10 経営者の出張日当	損金になります	必要経費になりません
		